

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年 12月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 さんま（令和7年1月～令和7年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
さんま漁業	現行水準

第2 まあじ（令和7年1月～令和7年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まあじ漁業	現行水準

第3 まいわし太平洋系群（令和7年1月～令和7年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
32,600トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まいわし定置網漁業	28,427トン
まいわし漁船漁業	4,173トン

第4 かたくちいわし太平洋系群（令和7年1月～令和7年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

92,000トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
かたくちいわし漁業	92,000トンの内数